

評議員選定委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団（以下「この法人」という。）定款第13条第4項に基づく細則を定め、評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営について、適切かつ円滑に行うことを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、選定委員会を設置する。
2 選定委員会は、この法人の評議員の選任及び解任を行うことを任務とする。

(構成)

第3条 選定委員会は、定款第13条第2項に定める構成による。
2 選定委員は、理事会で選任及び解任する。
3 選定委員会の議長は、互選による。

(招集)

第4条 選定委員会は、会長が招集する。

(招集通知)

第5条 選定委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第6条 選定委員会の議長は、委員会に出席した委員の中から互選により選出する。
2 前項により選出された議長は、選定委員会の会務を総理する。

(選定方法)

第7条 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

(決議の省略)

第8条 委員が、選定委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の選定委員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第9条 選定委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員の全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

2 選定委員会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 選定委員会が開催された日時及び場所
- (2) 選定委員会の議事の経過の要領及び結果
- (3) 選定委員会に出席した理事の氏名
- (4) 選定委員会の議長の氏名

3 前条に定めるみなし選定委員会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 選定委員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 上記(1)の事項を提案した委員の氏名
- (3) 選定委員会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(任期)

第10条 選定委員会の任期は、その評議員としての任期と同一とし、再任を妨げない。

2 選定委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、第3条第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第11条 選定委員会の委員は、無報酬とする。ただし、外部の委員に限り、1回の会議毎に、3万円を限度として謝金(報酬)を支給することができる。

(費用)

第12条 選定委員会の委員に、交通費として、一回の会議毎に2千円を支給することができる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする

附 則

この規程は、平成26年5月30日（平成26年度第一回理事会）から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。